

厚木都市計画生産緑地地区の変更

資料集

目 次

1 生産緑地地区内農地等一覧表

箇所番号	都市計画 変更面積	指定申出面積	農地等の所在地	登記簿 地目	登記簿面積	登記簿上の 所有者名	指定申出者名	地区内農地等に 対する権利の種類	地区内農地等に対する指定申出者 以外の者の権利の種類及び氏名	備考
13	0 m ² (500) m ²	0 m ² (500) m ²	中依知字林添32番7 (同上)	畠	m ² (500) m ²					廃止
121	0 m ² (1,110) m ²	0 m ² (1,114.03) m ²	下荻野字宿頭476番1 (同上)	畠	m ² (1,109) m ²					廃止 ※下荻野字宿頭476番1について、 476番1、476番5、476番6に分筆 (令和7年4月15日)
			下荻野字宿頭476番3 (同上)	畠	m ² (3.89) m ²					
			下荻野字宿頭476番4 (同上)	畠	m ² (1.14) m ²					
133	0 m ² (670) m ²	0 m ² (667) m ²	下荻野字中金井373番1 (同上)	畠	m ² (667) m ²					廃止
170	0 m ² (730) m ²	0 m ² (730) m ²	恩名三丁目990番4 (同上)	畠	m ² (730) m ²					廃止
266	0 m ² (950) m ²	0 m ² (948) m ²	山際字宮ノ前206番1 (同上)	畠	m ² (948) m ²					廃止
267	0 m ² (3,360) m ²	0 m ² (3,356) m ²	上依知字城山1497番1 (同上)	畠	m ² (1,514) m ²					廃止
			上依知字城山1499番1 (同上)	畠	m ² (670) m ²					
			上依知字城山1501番1 (同上)	畠	m ² (309) m ²					
			上依知字城山1505番1 (同上)	畠	m ² (863) m ²					
311	0 m ² (1,110) m ²	0 m ² (1,114) m ²	下荻野字西下原1241番2 (同上)	畠	m ² (1,114) m ²					廃止
107	390 m ² (880) m ²	386 m ² (883) m ²	妻田西一丁目2029番3 (同上)	田	386 m ² m ²					区域の縮小
			妻田西一丁目2030番5 (同上)	田	m ² (497) m ²					
188	790 m ² (820) m ²	786 m ² (824) m ²	長谷字曾野1527番1 (同上)	畠	486 m ² m ²					区域の縮小 ※長谷字曾野1527番について、 1527番1、1527番2に分筆 (令和6年6月28日)
			長谷字曾野1527番2 (同上)	畠	m ² (38) m ²					
			長谷字曾野1528番 (同上)	畠	300 m ² m ²					
計	追 加	0 m ²	0 m ²							
	廃 止	(8,430) m ²	(8,429) m ²							
	区 域 の 拡 大	0 m ²	m ²							
	区 域 の 縮 小	0 m ²	0 m ²							
総計		約24.3ha								

2 生産緑地地区の都市計画変更に係る経緯及び理由の概要一覧表

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係る経緯	都市計画変更に係る理由	都市計画変更に係る判断資料
13	廃止	1 当該生産緑地地区の主たる従事者が死亡したため、買取り申出が行われた(令和7年2月18日)が、買取りが行われず、行為制限が解除された(令和7年5月18日)。	1 当該生産緑地地区の行為制限が解除されたため。	1 当初決定(平成4年11月13日) 2 生産緑地買取申出書(令和7年2月18日) 3 生産緑地を買い取らない旨の通知(令和7年3月7日) 4 生産緑地地区における行為制限解除通知(令和7年5月19日)
121	廃止	1 当該生産緑地地区の主たる従事者が死亡したため、買取り申出が行われた(令和6年10月30日)が、買取りが行われず、行為制限が解除された(令和7年1月30日)。	1 当該生産緑地地区の行為制限が解除されたため。	1 当初決定(平成4年11月13日) 2 生産緑地買取申出書(令和6年10月30日) 3 生産緑地を買い取らない旨の通知(令和6年11月25日) 4 生産緑地地区における行為制限解除通知(令和7年1月30日)
133	廃止	1 当該生産緑地地区の主たる従事者が死亡したため、買取り申出が行われた(令和6年12月17日)が、買取りが行われず、行為制限が解除された(令和7年3月17日)。	1 当該生産緑地地区の行為制限が解除されたため。	1 当初決定(平成4年11月13日) 2 生産緑地買取申出書(令和6年12月17日) 3 生産緑地を買い取らない旨の通知(令和7年1月9日) 4 生産緑地地区における行為制限解除通知(令和7年3月17日)
170	廃止	1 当該生産緑地地区の主たる従事者に農業の継続を不可能とさせる故障が生じたため、買取り申出が行われた(令和6年12月4日)が、買取りが行われず、行為制限が解除された(令和7年3月4日)。	1 当該生産緑地地区の行為制限が解除されたため。	1 当初決定(平成4年11月13日) 2 生産緑地買取申出書(令和6年12月4日) 3 生産緑地を買い取らない旨の通知(令和6年12月25日) 4 生産緑地地区における行為制限解除通知(令和7年3月4日)
266	廃止	1 当該生産緑地地区の主たる従事者に農業の継続を不可能とさせる故障が生じたため、買取り申出が行われた(令和6年10月9日)が、買取りが行われず、行為制限が解除された(令和7年1月9日)。	1 当該生産緑地地区の行為制限が解除されたため。	1 当初決定(平成5年12月24日) 2 生産緑地買取申出書(令和6年10月9日) 3 生産緑地を買い取らない旨の通知(令和6年11月7日) 4 生産緑地地区における行為制限解除通知(令和7年1月9日)
267	廃止	1 当該生産緑地地区の主たる従事者が死亡したため、買取り申出が行われた(令和6年10月18日)が、買取りが行われず、行為制限が解除された(令和7年1月18日)。	1 当該生産緑地地区の行為制限が解除されたため。	1 当初決定(平成5年12月24日) 2 生産緑地買取申出書(令和6年10月18日) 3 生産緑地を買い取らない旨の通知(令和6年11月13日) 4 生産緑地地区における行為制限解除通知(令和7年1月20日)
311	廃止	1 当該生産緑地地区が公園整備のため厚木市に買収された(令和7年1月29日)。令和8年度末に施工完了予定。	1 当該生産緑地地区が公共施設の用に供されたため。	1 当初決定(平成21年12月17日) 2 所有権移転登記(令和7年1月29日) 3 生産緑地地区内行為通知書(令和7年4月1日)
107	区域の縮小	1 当該生産緑地地区の主たる従事者が死亡したため、一部区域について買取り申出が行われた(令和7年4月16日)が、買取りが行われず、行為制限が解除された(令和7年7月16日)。	1 当該生産緑地地区の一部区域の行為制限が解除されたため。	1 当初決定(平成4年11月13日) 2 生産緑地買取申出書(令和7年4月16日) 3 生産緑地を買い取らない旨の通知(令和7年5月13日) 4 生産緑地地区における行為制限解除通知(令和7年7月16日)
188	区域の縮小	1 当該生産緑地地区の一部区域が道路改良のため市道として厚木市に買収された(令和6年8月27日)。施行時期等は未定。	1 当該生産緑地地区の一部区域が公共施設の用に供されたため。	1 当初決定(平成4年11月13日) 2 所有権移転登記(令和6年8月27日) 3 生産緑地地区内行為通知書(令和7年3月26日)

3 都市計画策定の経緯

(1) 当初都市計画決定及び変更の経緯

平成 4 年 11 月 13 日 厚木市告示第 131 号
平成 5 年 12 月 24 日 厚木市告示第 135 号
平成 6 年 12 月 22 日 厚木市告示第 169 号
平成 7 年 12 月 26 日 厚木市告示第 166 号
平成 8 年 12 月 25 日 厚木市告示第 129 号
平成 9 年 12 月 25 日 厚木市告示第 134 号
平成 10 年 12 月 24 日 厚木市告示第 149 号
平成 11 年 12 月 24 日 厚木市告示第 192 号
平成 12 年 12 月 25 日 厚木市告示第 213 号
平成 13 年 12 月 28 日 厚木市告示第 210 号
平成 14 年 12 月 19 日 厚木市告示第 176 号
平成 15 年 12 月 16 日 厚木市告示第 217 号
平成 16 年 12 月 17 日 厚木市告示第 228 号
平成 17 年 4 月 11 日 厚木市告示第 85 号
平成 17 年 12 月 22 日 厚木市告示第 283 号
平成 18 年 12 月 21 日 厚木市告示第 368 号
平成 19 年 12 月 21 日 厚木市告示第 325 号
平成 20 年 12 月 26 日 厚木市告示第 306 号
平成 21 年 12 月 17 日 厚木市告示第 258 号
平成 22 年 12 月 17 日 厚木市告示第 241 号
平成 23 年 12 月 14 日 厚木市告示第 241 号
平成 24 年 12 月 18 日 厚木市告示第 221 号
平成 25 年 12 月 9 日 厚木市告示第 229 号
平成 26 年 12 月 10 日 厚木市告示第 315 号

平成 27 年 12 月 16 日 厚木市告示第 290 号
平成 28 年 12 月 7 日 厚木市告示第 270 号
平成 29 年 12 月 22 日 厚木市告示第 262 号
平成 30 年 12 月 26 日 厚木市告示第 356 号
令和 元 年 12 月 19 日 厚木市告示第 550 号
令和 2 年 12 月 22 日 厚木市告示第 528 号
令和 3 年 12 月 23 日 厚木市告示第 403 号
令和 4 年 11 月 2 日 厚木市告示第 346 号
令和 4 年 12 月 16 日 厚木市告示第 386 号
令和 5 年 12 月 15 日 厚木市告示第 363 号
令和 6 年 12 月 10 日 厚木市告示第 392 号

(2) 周知方法及び時期

ア 広報あつぎ
令和 7 年 5 月 15 日号「生産緑地地区の指定申出受付」を掲載
イ 厚木市ホームページ
令和 7 年 5 月 15 日から「生産緑地地区の指定申出受付」を掲載

(3) 生産緑地地区指定申出の相談期間

令和 7 年 5 月 19 日～5 月 30 日

(4) 都市計画案の縦覧

令和 7 年 9 月 29 日～10 月 14 日

(5) 厚木市都市計画審議会

令和 7 年 11 月 7 日

4 厚木都市計画生産緑地地区の指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地等 現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼（これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林漁業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む。）をいう。
- (2) 公共施設等 公園、緑地その他の生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）で定める公共の用に供する施設及び学校、病院その他の公益性が高いと認められる施設で生産緑地法施行令で定めるものをいう。
- (3) 農地等利害関係人 農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。

(指定基準)

第3条 市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内にある農地等で、次の各号のいずれの基準も満たす区域について、都市計画に生産緑地地区を定めることができるものとする。

- (1) 生産緑地法第3条第1項第1号に規定する良好な生活環境の確保に相当の効用があると認められるものとして、次のいずれかに該当する区域
 - ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画（令和3年3月19日策定）において、居住誘導区域外と位置付けられている土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は家屋倒壊等氾濫想定区域及びそれらに隣接する区域
 - イ 厚木市防災協力農地登録制度要綱（平成29年5月24日施行）に基づく防災協力農地に登録されている又は登録される見込みである区域
 - ウ 新たに生産緑地地区として定められることにより、既に定められている生産緑地地区と一体化が図られる区域
 - エ 市民農園として利用されている区域
 - オ 土地区画整理事業による換地処分が行われる見込みである区域
- (2) 生産緑地法第3条第1項第1号に規定する公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものとして、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項又は第2項の規定に適合している区域。ただし、既に定められている生産緑地地区に接し、一体となる場合は、この限りでない。
- (3) 生産緑地法第3条第1項第3号に規定する用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えているものとして、用水源、用水路、排水路、日照又は通風の確保により、農地等として適正に管理されている区域
- (4) 生産緑地法第3条第2項に規定する区域の規模に関する条件を満たすものとして、300平方メートル以上の規模の一団のものの区域。この場合において、近接する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても一団のものの区域として取り扱うことができるものとし、一団のものの区域を構成する個々の農地等の面積については、100平方メートルを下限とする。
- (5) 生産緑地法第3条第3項に規定する農地等利害関係人の同意を得ている区域

(指定しない区域)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域については、都市計画に生産緑地地区を定めないものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区内の区域

(2) 都市計画法第59条に規定する認可又は承認を受けている区域

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
(厚木都市計画生産緑地地区の指定基準の廃止)
- 2 厚木都市計画生産緑地地区の指定基準（平成21年6月1日施行）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この基準の施行の際、現に生産緑地地区の指定を受けている区域は、この基準により生産緑地地区の指定を受けた区域とみなす。

5 厚木市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、厚木市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

6 関係法令

生産緑地法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(生産緑地地区に関する都市計画)

第三条 市街化区域 (都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のもの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
 - 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
 - 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- 2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。
- 3 生産緑地地区に関する都市計画の案については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百六条第三項又は農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第八十八条第二項の規定による要請があつた土地の区域に係るものを除き、当該生産緑地地区内における農地等利害関係人の同意を得なければならない。
- 4 前項の「農地等利害関係人」とは、農地等(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された農地等にあつては、当該農地等に対応する従前の土地。以下この項において同じ。)について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。

(生産緑地の管理)

第七条 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

2 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、市町村長に対し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあつせんその他の援

助を求めることができる。

(生産緑地地区内における行為の制限)

第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - 三 水面の埋立て又は干拓
- 2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。
- 一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの
 - イ 農産物、林産物又は水産物（以下この項において「農産物等」という。）の生産又は集荷の用に供する施設
 - ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
 - ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
 - ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設
 - 二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの
 - イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設
 - ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 3 市町村長は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。
- 4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。
- 5 生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。
- 6 生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、市町村長にその旨

を届け出なければならない。

- 7 市町村長は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 8 国の機関又は地方公共団体が行う第二項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る第一項各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。
- 9 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

- 2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(特定生産緑地の指定)

第十条の二 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。
- 3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。

(特定生産緑地の指定の期限の延長)

第十条の三 市町村長は、申出基準日から起算して十年を経過する日が近く到来することとなる特定生産緑地について当該日以後においても指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができる。当該特定生産緑地について当該延長に係る期限が経過する日以後においても更に指定を継続する必要があると認めるときも、同様とする。

2 前項の規定による期限の延長は、申出基準日から起算して十年を経過する日（同項の規定により指定の期限を延長したときは、その延長後の期限が経過する日。以下この項において「指定期限日」という。）までに行うものとし、その延長後の期限は、当該指定期限日から起算して十年を経過する日とする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による期限の延長について準用する。

(特定生産緑地の指定の提案)

第十条の四 生産緑地所有者は、当該生産緑地が第十条の二第一項に規定する生産緑地に該当すると思料するときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該生産緑地を特定生産緑地として指定することを提案することができる。この場合において、当該生産緑地に当該提案に係る所有者以外の農地等利害関係人がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 市町村長は、前項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る生産緑地について指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(特定生産緑地の買取りの申出)

第十条の五 特定生産緑地についての第十条の規定の適用については、同条第一項中「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）」とあるのは「第十条の三第二項に規定する指定期限日」と、同条第二項中「同項の」とあるのは「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による」とする。

(指定の解除)

第十条の六 市町村長は、特定生産緑地について、当該特定生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化その他の事由によりその指定

の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 第十条の二第四項の規定は、前項の規定による特定生産緑地の指定の解除について準用する。

(生産緑地の買取り等)

第十一条 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

2 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘査して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。

(生産緑地の買取りの通知等)

第十二条 市町村長は、前条第二項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第十条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定により買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。

4 第六条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(生産緑地の取得のあつせん)

第十三条 市町村長は、生産緑地について、前条第一項の規定により買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

(生産緑地地区内における行為の制限の解除)

第十四条 第十条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転（相続その他的一般承継による移転を除く。）が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。

生産緑地法施行令(抜粋)

(条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準)

第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

(法第八条第二項第三号の政令で定める施設)

第五条 法第八条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。

- 一 農作業の講習の用に供する施設
- 二 管理事務所その他の管理施設

(法第八条第九項の政令で定める行為)

第六条 法第八条第九項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 建築物以外の工作物で次に掲げるものの新設、改築又は増設
 - イ 仮設の工作物
 - ロ 水道管、下水道管渠きよ その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- 二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 三 当該生産緑地において農林漁業を営むために行う法第八条第二項第一号又は第二号に規定する施設（畜舎を除く。）の設置又は管理に係る行為で次に掲げるもの
 - イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下であるもの
 - ロ 幅員が二メートル以下の用排水路又は幅員が二メートル以下の農道若しくは林道の設置又は管理
- 四 農地等とするための土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓

生産緑地法施行規則(抜粋)

(法第八条第二項第二号の国土交通省令で定める基準)

第二条 法第八条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 当該生産緑地地区の区域内の土地から当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地を除いた面積が五百平方メートル以上であること。ただし、法第三条第二項の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模以上であること。
- 二 当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地の面積の合計が当該生産緑地地区の面積の十分の二以下であること。
- 三 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき第三条に定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が設置及び管理を行う施設であること。
- 四 法第八条第二項第二号イに掲げる施設にあつては、地域内農産物等（前号の従事者が生産する農産物等（農産物、林産物又は水産物をいう。以下この号において同じ。）又は当該農産物等及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは都市計画区域内において生産される農産物等をいう。以下この条において同じ。）を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設であること。
- 五 法第八条第二項第二号ロに掲げる施設にあつては、主として、地域内農産物等又は地域内農産物等を主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設であること。
- 六 法第八条第二項第二号ハに掲げる施設にあつては、多数人に対して、地域内農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設であること。

(国土交通省令で定めるところにより算定した割合)

第三条 法第十条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。

- 一 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割
- 二 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割

(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障)

第五条 法第十条第二項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

- 一 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの
 - イ 両眼の失明
 - ロ 精神の著しい障害

- ハ 神経系統の機能の著しい障害
 - ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
 - ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
 - ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
 - ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害
- 二 一年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの